公告 第 79 号
令和8年10月21日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第３５２会計隊姫路派遣隊長　川﨑　祥

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6QFN1KN00190	6RN71AP0004 0001		

品名　または　件名
軽油２号
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
50.00	KL						

納地または工事場所	引渡場所
姫路駐業	姫路　０７９－２２２－４００１（３２８）
搬入場所	納期または工期
姫路駐業　補給科補給班　小林１曹	令和8年11月20日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
第３５２会計隊姫路派遣隊　事務室

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和8年11月4日（水）10時00分　陸上自衛隊姫路駐屯地

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
別紙のとおり

別　紙

1　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和７・８・９年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」における等級Ｄ等級以上に格付けされており、近畿地域の参加資格を有する者。

(4)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(5)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

(6)　入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(7)　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）

(8)　大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(9)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア　資本関係がある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会計法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第２条第７項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再正手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係にある場合

次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(10)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2　契約条項等を示す場所

陸上自衛隊姫路駐屯地第３５２会計隊姫路派遣隊

令和８年１０月２１日（水）～令和８年１１月４日（水）

（土・日曜、祝日を除く９時～１６時）

3　入札方法

(1)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の１１０分の１００を記載すること。

(2)　軽油引取税相当額を含んだ金額を記載すること。

4　入札の無効

(1)　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。

(2)　不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札

(3)　他人の入札参加を妨害した者の入札

(4)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合

(5)　その他、入札に関する条項に違反した入札

5　契約書作成の要否

(1)　落札者は、契約金額が２５０万円以上の場合は、落札決定後遅滞なく『陸上自衛隊標準契約書』の様式に基づき契約書を作成する。契約金額が１００万円以上の場合は請書を提出すること。

(2)　契約書等に記載する金額は、入札書に記載された金額に軽油引取税相当額を減じ、該当金額の消費税分相当額を加算した金額とし、１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。

(3)　基本契約条項

物品売買契約条項

(4)　特約条項

ア　談合等の不正防止に関する特約条項

イ　暴力団排除に関する特約条項

(5)　細部は落札者に別に示す。

6　落札に関する事項

(1)　落札決定方式

総品目総額

入札価格が、予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき最低入札者が２人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

(2)　違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の１００分の５以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

7　代金の支払い

代金の支払については履行を終了し検査を合格した後、正当な請求書を受理後、３０日以内に支払う。

8　その他

(1)　入札参加希望者は、参加希望の旨を令和８年１０月３０日（金）１７時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)を事前に提出して下さい。(メール又はＦＡＸ送付可)

(2)　郵便による入札については、令和８年１１月３日（火）１７時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。

(3)　入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(4)　電報・電話等による入札は認めません。

(5)　代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。

(6)　市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。

(7)　入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊姫路駐屯地　第３５２会計隊姫路派遣隊事務所にて閲覧するか中部方面隊ＨＰ調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。

(8)　入札等に関する問い合わせ

〒６７０－８５８０

兵庫県姫路市峰南町１－７０　陸上自衛隊姫路駐屯地

第３５２会計隊姫路派遣隊　担当：国沢

ＴＥＬ：０７９－２２２－４００１（内線３４７）

ＦＡＸ：０７９－２２２－４００６

メール：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

本公告は、陸上自衛隊姫路駐屯地第３５２会計隊姫路派遣隊及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/に掲示する。

https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/

市場価格調査依頼書

下表における物品等の市価調査にご協力お願いいたします

提　出　期　限　：令和8年10月30日　10時00分

この市価調査票は、市場における物価の動向を調査するものであり、
本調査票により、契約の締結をすることはありません。

TEL　079-222-4001(内線347)
FAX　079-222-4006

担当　　国沢

令和　年　月　日

住所・名称・代表者名

￥　　(消費税を含まない)

1　納期(履行期限)　：　令和8年11月20日
2　納地(履行場所)　：　陸上自衛隊姫路駐屯地

	品　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額	備考
1	軽油2号	仕様書のとおり	KL	50			軽油引取税相当額を含んだ金額を記載
2							
3							
4		以下余白					
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
					計		

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊姫路駐屯地
第352会計隊姫路派遣隊長　川﨑　祥　殿

TEL　079-222-4001(内線347)
FAX　079-222-4006

￥　　令和8年11月4日　10時00分

住所・名称・代表者名

1　納期(履行期限)　：　令和8年11月20日
2　納地(履行場所)　：　陸上自衛隊姫路駐屯地
3　落札方法　：　総品目総額
4　契約保証金　：　免除

当社(私又は当団体)は、本見積書の提出をもって、暴力団排除に関し、入札心得に定める事項について誓約いたします。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

	品　名	規　格	単位	数量	単　価	金　額	備考
1	軽油2号	仕様書のとおり	KL	50			軽油引取税相当額を含んだ金額を記載
2		以下余白					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
					計		

(注)押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

防衛省仕様書

軽　　油

（DIESEL　FUEL）

D S P
K 2 2 0 9 E
制定　昭和 48. 3. 30
改正　平成 21. 4. 13

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2　種類

種類は，表１による。

表1－種類

種　類	物品番号	納入区分	注　記
特1号	9140－418－3184－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の特1号のもの。
	9140－418－3185－5	ドラム	
特1号（免税）	9140－165－6723－5	バルク	
	9140－165－6724－5	ドラム	
1 号	9140－299－0202－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の1号のもの。
	9140－299－0203－5	ドラム	
1 号（免税）	9140－165－6725－5	バルク	
	9140－165－6726－5	ドラム	
2 号	9140－002－9691－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の2号のもの。
	9140－001－9415－5	ドラム	
2 号（免税）	9140－165－6727－5	バルク	
	9140－165－6728－5	ドラム	
2 号（艦船用）（免税）	9140－317－1953－5	バルク	引火点，流動点，蒸留性状90％留出温度及び目詰まり点を除き，ＪＩＳ Ｋ ２２０４の2号のもの。
3 号	9140－002－9692－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の3号のもの。
	9140－001－9414－5	ドラム	
3 号（免税）	9140－165－6729－5	バルク	
	9140－165－6730－5	ドラム	
4 号	9140－002－9693－5	バルク	ＪＩＳ Ｋ ２２０４の特3号のもの。
	9140－001－9413－5	ドラム	
4 号（免税）	9140－165－6731－5	バルク	
	9140－165－6732－5	ドラム	

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，仕様書の名称及び種類による。

例　軽油　特1号

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

ＪＩＳ　Ｋ　２２０４　軽油

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

b) 仕様書

ＤＳＰ　Ｚ　１００２　鋼製ドラム，200L

c) 法令等

工業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

2　製品に関する要求

品質は次による。

a) 特1号及び特1号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の特1号による。

b) 1号及び1号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の1号による。

c) 2号及び2号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の2号による。

d) 2号（艦船用）（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の2号による。ただし，引火点は61℃を超えるものとし，流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き，流動点は－5℃以下，目詰まり点は－2℃以下とする。また，蒸留性状90％留出温度は360℃以下とする。

e) 3号及び3号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の3号による。

f) 4号及び4号（免税）は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の特3号による。

3　品質保証

検査は，ＪＩＳ　Ｋ　２２０４によるものとし，それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4　出荷条件

4.1　容器

容器は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は，所要の修理及び完全な洗浄を行い，その外面塗装は，ＤＳＰ　Ｚ　１００２ に規定する塗料，塗色とする。

4.2　表示

表示は，ＮＤＳ　Ｚ　０００１による。ただし，陸上・海上・航空各自衛隊の標識は，“防衛省”と替えて表示する。

4.3　納入単位

納入単位は，15℃における容量（L）とする。ただし，バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は，特に指定しない限り，温度換算は行わないものとする。

5　その他の指示

納入の際，以下の成績書等を提出するものとする。

5.1　測定結果

測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度（15℃）g／cm^3を測定した結果とする。

5.2　成績書等

成績書等は次による。

a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS　K　2204に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。

b) 前 a）以外のものについては，揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項，第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

軽　　油

(DIESEL FUEL)

ＤＳＰ
Ｋ 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は，ＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅ(軽油)についてのものであり，ＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅ（１）を含め累積記載されている。この改正票はＤＳＰ　Ｋ　２２０９Ｅと併用される。

1.4 a) **規格** 中

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９　原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を

“ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１　原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２　原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３　原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法

ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４　原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に改める。

1.4 c) **法令等** 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 **測定結果**

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９によって，密度(15℃)g／cm^3を測定した結果とする。”を

“測定結果は，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－１，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－２，ＪＩＳ　Ｋ　２２４９－３又はＪＩＳ　Ｋ　２２４９－４によって，密度(15 ℃)g／cm^3を測定した結果とする。”に改める。

5.2 **成績書等** 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０４に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”を

“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(ＪＩＳ　Ｋ　２２０４に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては，社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名　：　防衛装備庁　調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

6　その他の指示

6.1　納入の種類

２号（バルク）ＪＩＳ　Ｋ　２２０４の２号のもの。

6.2　納入要領

バルク調達のタンクローリーで納入するものとする。

6.3　納入場所

兵庫県姫路市峰南町１－７０　陸上自衛隊姫路駐屯地　燃料給油所

6.4　数量

５０ＫＬ